



藤沢市個人情報保護審査会答申第5号

2001年8月6日

藤沢市長 山本捷雄 様

藤沢市個人情報保護審査会

会長 中村れい子



死亡した妻に係る市民病院呼吸器科カルテの
開示請求却下処分に対する異議申立てについて（答申）

2000年11月7日付で諮問された「死亡した妻の市民病院呼吸器科カルテ（診療録）初度通院からすべて（以下「本件カルテ」という。）」の開示請求却下処分（以下、本件開示請求却下処分という）に対する異議申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

本件開示請求却下処分を取消すのが相当である。

2 異議申立ての趣旨

藤沢市長が2000年9月21日付でなした「異議申立人からの死亡した妻に係る藤沢市民病院呼吸器科カルテ（初度通院からすべて）の開示請求を却下する」旨の処分を取消す、との決定を求める。

3 実施機関の主張要旨

本件開示請求は、死亡した妻のカルテをその夫が開示請求したものである。

(1) 藤沢市個人情報保護条例においては、その第16条第1項で「個人情報の記録の開示の請求をしようとする者は、実施機関に対し、本人であることを明らかにして」と、開示請求できる者を本人と規定している。ここでいう「本人」とは、「自然人としての個人」であり、死者は該当しないため死者の個人情報は開示請求の対象としていない。

(2) しかしながら、情報の性質上、請求者自身の個人情報でもありと考えられるものについては、同条項の解釈運用として、例外的に開示請求の対象としており、次の場合の情報に限定している。

ア 死者の財産が、相続によって相続人である請求者、又は遺贈によって受遺者となった請求者に承継された場合は、請求者は死者と同一の法的地位にあるものであるから、請求者に帰属することが証明された財産に関する情報

イ 請求者が死者である被相続人から相続したことが証明された不法行為による損害賠償請求権に関する情報

ウ 近親者固有の慰謝料請求権等、死者の死に起因して、相続以外の事由に因

り請求者が取得したことが証明された財産権に関する情報

- (3) 本件開示請求のあった情報は、前記ア、イ、ウのいずれにも該当するとは認められないから、請求者自身の個人情報にあたらぬ。

4 異議申立人の主張要旨

- (1) 死者の個人情報は開示できないなど、全くのナンセンスである。死者にできないから、その配偶者が請求するのは当然である。
- (2) 実施機関の主張しているア、イ、ウの要件は、すべて財産権に関する情報の開示に関するものであるが、異議申立人が開示を求めているのは、故人のカルテであって、財産権に関する情報ではないから、実施機関の主張するア、イ、ウの要件とはまったく関係がないのである。

5 審査会の判断理由

本件は、請求者の妻が死亡直前に通院していた病院のカルテの開示請求である。右カルテに記載された情報は、もともとは請求者の妻の個人情報そのものであるが、妻の死亡後には、請求者を含む遺族の個人情報と同視しうるものとして、開示の余地を認めることが相当である。

特に本件の場合、妻の死亡後に、妻のプライバシーを請求者を含む遺族から保護しなければならない合理的理由に乏しく、また仮に、妻の死亡が通院中の不法行為によるものである場合には、請求者は、夫として固有の慰謝料請求権を有するとともに、例外的な場合を除いて、単独又は共同で妻の損害賠償請求権を相続する立場にあるのである。

カルテに記載された情報は、それら請求権の存否に深くかかわる情報であるから、その意味でも、請求者自身の個人情報と同視すべきものである。

実施機関は、それらの請求権の存在が明確に証明された場合に限定してカルテを開示すべきであるとしているが、それらの請求権の存否自体、カルテに記載された情報によってはじめて明らかになることが多いのであり、実施機関のような見解では、それらの請求権の存否の解明は、事実上ほとんど不可能になる。また、それら請求権とかかわりなく、単に近親者の最後を詳しく知りたいと欲する遺族の心情にもまったく配慮しない見解であり、到底同調することができない。

よって、本件カルテに記載された個人情報が請求者自身の個人情報にあたらぬとして開示請求を却下した処分は不当であるから、これを取消するのが相当である。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2000・11・7	・諮問
2000・11・8	・審査会から市長に請求拒否理由説明書の提出要請
11・27	・市長から審査会に請求拒否理由説明書の提出
11・28	・審査会から異議申立て人に請求拒否理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
12・25	・異議申立て人から審査会に意見書の提出
12・27	・審査会から市長に意見書の写しを送付
2001・2・1	・審議
3・15	・審議
2001・4・5	・実施機関からの聴取 ・審議
5・17	・審議
6・7	・審議
7・5	・審議
7・26	・審議
8・6	・答申

第7期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期 2000. 4. 1~2002. 3. 31)

◎会長 ○会長職務代理者

氏 名	役 職 名 等
○ 青 柳 義 朗	公認会計士
伊佐早正二	医師
◎ 中村れい子	弁護士
森 田 侑 男	東京学芸大学教育学部教授
山 本 祐 子	弁護士

(50音順)